独立行政法人造幣局職員給与規程

昭和45年3月25日 造幣局訓令第11号

最終改正 令和7年10月24日 造幣局訓令第23号

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この訓令は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第57条第2項及び独立行政法人造幣局就業規則(平成15年造幣局訓令第21号。以下「就業規則」という。)第40条の規定に基づき、独立行政法人造幣局に勤務する職員(独立行政法人造幣局非常勤職員就業規則(平成15年独立行政法人造幣局訓令第28号)第3条に定める者を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第12 5号)第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給与についての特例は、別に定める。

(給与の定義)

- 第2条 この訓令において給与とは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初 任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当 をいう。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。 (給与の支給)
- 第3条 給与はすべて現金で、直接その職員に支給する。
- 2 給与の支給に当たっては、就業規則第41条において規定するもののほかは、控 除しない。
- 3 給与は給与簿に基づいて支給する。
- 4 給与簿等の様式その他必要な事項については、総務部人事課が臨達をもって定めることとする。
- 5 前項の様式等は局内電子掲示板に掲載する方法により、広く局内に周知しなけれ ばならない。
- 6 職員から申出があった場合において、給与の口座振込取扱細則(平成10年造幣 局訓令第28号。以下この条において「細則」という。)に定める基準に該当する ときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対する給与の全部又は一部をその者 の預金又は貯金への振込み(以下「振込み」という。)の方法によって支給するこ とができる。
- 7 前項の申出は書面により行うこととし、申出の内容を変更する場合又は振込みを 取りやめる場合についても、同様とする。

- 8 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。
- 9 前三項に定めるもののほか、給与の振込みに関し必要な事項は、細則で定める。 (給与の非常時払)
- 第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、次の各号により算出した給与を、支給日前であってもその際支給する。
 - 一 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当にあっては、請求のあった日までの分を第2 1条第6項に規定する日割計算により算出した額
 - 二 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当に あっては、請求のあった日までの分の額

(勤務1時間当たりの給与額)

- 第5条 第30条第2項、第4項、第5項及び第7項、第31条第2項並びに第32条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 2 第6条、第43条の2、第43条の7、第43条の8、第43条の9及び第43 条の12に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給の月 額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、そ の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額とする。 (給与の減額)
- 第6条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日(独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程(平成15年造幣 局訓令第22号。以下「勤務時間等規程」という。)第13条第1項の規定により 祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務し た職員にあっては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条 第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤 務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあっては、当該 祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間)、年末年始(12月29日から翌年1月 3日までの日)の休日(勤務時間等規程第13条第1項の規定により祝日等の振替 日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっ ては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定 により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち 特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあっては、当該祝日等の勤務 に代わる祝日等の振替時間)又は勤務時間等規程第11条第2項に規定する別に定 める時間(以下「祝日若しくは年末年始の休日等」という。)である場合、休暇に よる場合その他その勤務しないことにつき特に所属長(本局においては理事長、支

局においては支局長をいう。以下同じ。)の承認のあった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第2章 俸給

(俸給)

- 第7条 各職員の受ける俸給は、その職務の内容と責任の度及びその他の勤務条件を 考慮したものでなければならない。
- 第7条の2 俸給は、勤務時間等規程第8条第3項に規定する正規の勤務時間(以下 「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この訓令に定め る扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理 職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

(職種の分類と格付け)

第8条 職員の職務は、これを次表職種欄に掲げる職種に応じ、同表職種の級欄に掲 げる各級に格付けする。

17 9 17/00(-11)	14.7	90								
職種				職	種	\mathcal{O}	級			
一般職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
研究職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級			
工芸職	1級	2級	3級	4級	5級					
技能職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
医療職	1級	2級	3級							
医療看護職	1級	2級	3級	4級						
技術・調査	1級	2級	3級							
専門職										

- 第9条 前条に規定する職種の分類及び職種の級への格付けは、職種分類表(別表第1)及び職種級別標準官職表(別表第2)に基づいて行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第60条 の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤 務職員」という。)の職種の分類及び職種の級への格付けは、職務の内容に基づき 行うものとする。

(俸給表)

- 第10条 俸給表は、別表第4に定めるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される俸給表の基準俸給月額に、勤務時間等規程第3条第2項に基づき当該定 年前再任用短時間勤務職員に割り振られた1週間あたりの勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た割合(以下「短時間勤務率」という。)を乗じて得 た額とする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となる者の初任給は、第9条及び初任給、昇格、昇給等の実施

- 細則(昭和45年造幣局訓令第14号)に定める基準に従い決定するものとする。 (昇格)
- 第12条 職員は、その職務に応じ、その者の勤務成績に従い、昇格(現に属する職種の級の上位の級に格付けすることをいう。以下同じ。) させるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務成績が優秀で、人格、識見及び統率力が特に優れていると認められる職員については、現に属する職種の級の1級上位の級に特に昇格させることができる。
- 3 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは死亡し、又は 著しい障害の状態となった場合は、前二項の規定にかかわらず特に昇格させること ができる。

第13条 削除

- 第14条 職員を昇格させた場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号 俸は、昇格の場合の対応号俸表(別表第5。以下「対応号俸表」という。)に定め る昇格前の職種の級に適用される俸給表における号俸欄の号数に対応する昇格後の 職種の級欄に掲げる号数とする。
- 2 第12条の規定により職員を昇格させた場合において、昇格後の職種の級が昇格の特定級表(別表第5の2。以下「特定級表」という。)に定める職種の級以上の職種の級であるとき(一般職8級以上の級であるときを除く。)は、前項の規定による昇格後の号俸の4号俸上位の号数をもって昇格後の号俸(昇格後の職種の級に適用される俸給表における最高の号俸を超えるときは、当該最高の号俸)とする。
- 3 降格した職員のうち、次条の規定に基づき俸給月額を決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、前二項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸。)とする。(降格)
- 第15条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

(初任給基準を異にする異動等の場合の級及び号俸の決定)

- 第16条 職員が職種を異にすることなく初任給基準に異なる初任給の定めがある他の区分に属する官職に異動した場合又は職種を異にして他の官職に異動した場合におけるその者の異動後の級及び号俸は、他の職員との均衡を考慮して定める。
- 第17条 職員が、新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の 号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を新たに初任 給として受けるべき額の号俸に決定することができる。 (定期昇給)
- 第18条 職員(職種の級が一般職8級以上又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員(以下「一般職8級以上等職員」という。)を除く。次項において同じ。)が、前年の4月1日から3月31日までの12か月間(以下「昇給所要期間」という。)を良好な成績で勤務した場合は、4号を標準号数として昇給させること

ができる。ただし、前年の定期昇給日の翌日以降に新たに職員となった者については、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までを昇給所要期間とみなし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

- 2 満55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号」と あるのは、「2号」とする。
- 3 定期昇給日は、毎年4月1日とする。 (特別昇給)
- 第19条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、定期昇給以外に特に昇給 させることができる。
 - 一 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 4 号 (一般職8級以上等職員にあっては、1号)
 - 二 公務上の災害又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) 第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害により死亡した場合 イ 勤続年数が10年未満の者 4号(一般職8級以上等職員にあっては、1号)
 - ロ 勤続年数が10年以上20年未満の者 8号(一般職8級以上等職員にあっては、2号)
 - ハ 勤続年数が20年以上の者 12号(一般職8級以上等職員にあっては、3 号)
 - 三 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)
 - 四 職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)
 - 五 生命をとして危険な業務を遂行し、事故を未然に防止した場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)
 - 六 勤務成績が特に良好である場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、2号以内)

(最高号俸到達後の昇給制限)

第19条の2 職員の昇給は、その属する職種の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

(復職時等における俸給月額の調整)

第20条 休職、組合専従休職、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第3条第1項の規定による育児休業 (以下「育児休業」という。)、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、病気休暇又は介護休暇(以下「休職等」という。)のため引き続き勤務しなかった職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、部 内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、次の各号の定めるところにより、その者の俸給月額を調整することができる。

- 一 復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)において、休職等となった日から復職等の日の直前の定期昇給日までの期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について復職等号俸調整換算表(別表第6)に定める率を乗じて得られる号数(1号に満たない端数は、切り捨てる。以下「換算号数」という。)を現に受ける号俸に加算して調整(以下「第一次調整」という。)を行う
- 二 復職等の日の直後の定期昇給日(復職等の日が定期昇給日であるときは、その日)において、休職等の期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について前号に準じて得られる換算号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行う。ただし、第一次調整が行われた職員については、当該調整が行われなかったものとみなして得られた換算号数とすでに第一次調整を行った号数との差の号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行うものとする。

(俸給の支給)

- 第21条 俸給は、毎月16日にその月分を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、16日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。) に当たるときは17日(17日が休日に当たるときは18日)に、土曜日に当たるときは15日に支給する。
- 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給 額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給 し若しくは改定して支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外 のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第4条第1項に規定 する週休日及び勤務時間等規程第7条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当 該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り 振られた日(以下「日曜日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日 割りによって計算(以下「日割計算」という。)する。ただし、日曜日等と祝日若 しくは年末年始の休日等が重なった場合には、日曜日等として取り扱うものとする
- 7 その月の俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給の支給日前において離職し、又は死亡した者には、俸給の支給日にかかわらず、その際俸給を支給することができる。

(俸給の調整額)

第21条の2 職員の職務が、当該職員の属する職種の級と同じ級に属する他の職員

- の職務に比して勤務条件等において著しく特殊であると認められる場合は、俸給の 調整額をその者の俸給月額に加算して支給する。
- 2 俸給の調整額の支給を受ける職員及び俸給の調整額の月額は、別表第7に定める とおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員に支給する俸給の調整額は、 同表に定める月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

第3章 手当

(扶養手当)

- 第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。) に係る扶養手当は、職種の級が一般職9級以上に格付けされている職員(以下「一般職9級以上職員」という。)には、支給しない。
- 2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。
 - 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 二 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
 - 四 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) については1人につき7,800円、扶養親族たる父母等については1人につき1,500円(職種の級が一般職8級又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員(以下「一般職8級職員等」という。)にあっては、1,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1,900円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養親族の届出及び認定等については、扶養手当支給細則(昭和45年造幣局訓令第15号。次条において「細則」という。)に定めるところによる。 (扶養手当の支給)
- 第23条 扶養手当の支給は、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、又は支給額を改定する。ただし、その届出が、その事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
-	新たに職員となった者に扶養親族がある場合	職員となった日

	扶養親族たる父母等がある一般職9級以上職員	一般職9級以上職員以外
	が一般職9級以上職員以外の職員となった場合	の職員となった日
三	扶養親族たる父母等がある一般職8級職員等が	一般職8級職員等及び一
	一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外	般職9級以上職員以外の
	の職員となった場合	職員となった日
兀	扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件	その事実の生じた日
	を備えるに至った者が生じた場合	
五	扶養手当を受けている職員で更に扶養親族たる	その事実の生じた日
	要件を備えるに至った者が生じた場合	
六	職員の扶養親族たる子で細則第2条の規定によ	その事実の生じた日
	る届出に係るもののうち特定期間にある子でな	
	かった者が特定期間にある子となった場合	

2 扶養手当は、これを受けている職員が、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、その支給を停止し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
_	離職し、又は死亡した場合	離職し、又は死亡した日
<u> </u>	扶養親族たる父母等がある職員で一般職9級以	一般職9級以上職員とな
	上職員以外のものが一般職9級以上職員となっ	った日
	た場合	
[1]	扶養親族たる父母等がある職員で一般職8級職	一般職8級職員等となっ
	員等及び一般職9級以上職員以外のものが一般	た日
	職8級職員等となった場合	
匹	扶養親族の全部又は一部について扶養親族たる	その事実の生じた日
	要件を欠くに至った者が生じた場合	

- 3 扶養手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに扶養手当に 係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その 日後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支 給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(地域手当)

- 第23条の2 地域手当は、次に掲げる地域に在勤する職員に支給する。
 - 一 さいたま市
 - 二 大阪市
 - 三 広島市
- 2 地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号 に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる地域 100分の9.4 (財務省本省への併任発令を受け

- て、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員にあっては、一般職 の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。
-)第11条の3第2項第1号に定める割合(100分の9.4を下回る場合には、100分の9.4))
- 二 前項第2号に掲げる地域 100分の10.1
- 三 前項第3号に掲げる地域 100分の6.4
- 3 職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転 した場合(当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超 えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合とし て別に定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この項において「 異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(前項各号に 定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該 異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(前項各号に定め る割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める 割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこ ととなるときは、当該職員には、前二項の規定にかかわらず、当該異動等の日から 3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が 異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあ っては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日 の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、扶養手当及び管理職手当の 月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて 得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から3年を経過するまで の間に更に当該職員が在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤す る官署が移転した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に 定めるところによる。
 - 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定され、当該異動等の日の前日の 異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前 の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 地域手当は、俸給の支給に準じて支給する。 (広域異動手当)
- 第24条 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した官署間の距離(異動の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)が300キロメートル以上であって住居と官署との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をい

- う。以下この項において同じ。)が60キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10から前条の規定により支給される地域手当の支給割合を減じて得た支給割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた官署への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、地域手当の支給割合が100分の10以上であるとき は、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給 に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過 する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前二項の 規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動 の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給しない。
- 4 給与法の適用を受ける職員その他の別に定める者であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動に準ずるものとして別に定めるものがあった職員であって、これらに伴
 - い勤務場所に変更があったものには、別に定めるところにより、前三項の規定に準 じて、広域異動手当を支給する。
- 5 広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

- 第25条 初任給調整手当は、医療職に分類される官職のうち採用による欠員の補充 が困難であると認められる官職に新たに採用された職員に、採用の日から35年以 内の期間、月額310,000円を超えない範囲内の額を支給する。
- 2 初任給調整手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 3 初任給調整手当を支給される官職、職員の範囲及び支給期間等については、別に 定めるところによる。

(管理職手当)

- 第26条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める官職を 占める職員に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする
- 3 管理職手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当を受けている職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(公

務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当は支給することができない。

- 4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 第26条の2 管理職手当は、前条第1項に規定する職員のほか、本局に置かれる課長補佐(別に指定するものに限る。)及び当該課長補佐に相当等として別に指定する官職を占める職員のうちその職務の内容を考慮して理事長の決裁を受けて定める者についても支給する。
- 2 前項の管理職手当の月額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の10を超えない範囲内で別に定める額とする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の管理職手当の支給に準用する。
- 4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

- 第26条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員 (造幣局宿舎規則(平成15年造幣局訓令第12号)第6条又は国家公務員宿舎 法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使 用料を支払っている職員その他住居手当支給細則(昭和54年造幣局訓令第29 号。以下この条及び次条において、「細則」という。)で定める職員を除く。)
 - 二 第28条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(造幣局宿舎規則第6条又は国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額) とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16, 000円を控除した額
 - 口 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,00〇円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当 する額

3 住居手当の届出、認定基準及び支給額の決定方法等については、細則の定めると ころによる。

(住居手当の支給)

- 第26条の4 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、細則第5条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事 実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する 月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額し て改定する場合について準用する。
- 3 住居手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに住居手当に 係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その 日以後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。 (通勤手当)
- 第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - 二 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出 した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。
- 二 前項第2号に掲げる職員 通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別に 定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回 数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額)
- 三 前項第3号に掲げる職員 当該職員の運賃等相当額及び前号に定める額の合計 額
- 3 勤務地を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、 別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料 金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たにこの訓令の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第 1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するもの として別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その 利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して 別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との 権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出に ついて準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条及び次条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等

に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤 手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。 (通勤手当の支給)
- 第28条 通勤手当の支給は、職員が前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、該当することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、該当しなくなった日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により支給単位期間(別に定める通勤手当に係るものを除く。)又は別に定める通勤手当に係る期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、当該支給単位期間等にかかる通勤手当は支給しない。
- 4 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の俸給の支給日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 5 職員が支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した ときは、支給日にかかわらず、その際に支給することができる。 (単身赴任手当)
- 第28条の2 官署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身 赴任手当支給細則(平成2年造幣局訓令第10号。以下この条において「細則」と いう。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することと なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官署に通勤す ることが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められ るもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給す る。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮し て細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない
- 2 単身赴任手当の月額は、30,00円(細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が細

則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない 範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額)とする。

- 3 新たにこの訓令の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(単身赴任手当の支給)

- 第28条の3 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が前条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、単身赴任の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 単身赴任手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに単身赴 任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないとき は、その日後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(特殊勤務手当)

- 第29条 特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。
 - 一 10メートル以上の足場等の架設物の上で行なう作業
 - 二 著しく高いふく射熱にさらされる作業
 - 三 有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその 他有害ガス発生中の作業
 - 四 高圧活線に接近して行なう作業
 - 五 重量物取扱作業
 - 六 レントゲン作業
 - 七 有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業
 - 八 伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業

- 九 粉末又はじんあいを著しく飛散する作業
- 十 圧搾空気を使用して行なう着色アミールの吹付作業
- 十一 高いふく射熱にさらされる作業
- 十二 3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業
- 2 前項に規定する特殊勤務作業(以下「特殊勤務作業」という。)の手当の額は、 特殊勤務の作業内容及び手当額表(別表第9)に定める額とする。 (超過勤務手当)
- 第30条 超過勤務手当は、職員(第26条第1項に規定する官職を占める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当 たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。
 - 一 正規の勤務時間が割り振られた日 (次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。) における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正 規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日におけ る正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の 規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分 の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する
- 5 勤務時間等規程第26条の2第1項に規定する代替休暇を与えられた場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第2項各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 勤務時間等規程第13条の2第2項の規定により代休を付与された場合には、その勤務しない時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの額の超過勤務手当を支給しない。
- 8 定年前再任用短時間勤務職員が、第3項に規定する超過勤務時間中において特殊

勤務作業に従事した場合は、前条第2項を適用し、第33条の規定は適用しない。 (休日給)

- 第31条 休日給は、職員が祝日若しくは年末年始の休日等の正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 休日給の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの 給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 3 前条第7項の規定は、休日給の支給について準用する。 (夜勤手当)
- 第32条 夜勤手当は、職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たり の給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当等の附加額)

- 第33条 職員が前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に従事した場合は、その従事した勤務時間数に応じ、附加額基礎額に前三条に規定する勤務に応じて定める割合を乗じて得た額を、前三条に規定する手当額に加算して支給する。
- 2 前項の附加額基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額と する。
 - 一 前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に引き続き4時間以上 従事した場合又は正規の勤務時間から引き続き超過勤務時間中にわたって特殊 勤務作業に従事し、その従事した時間が4時間以上である場合 従事した特殊 勤務作業の4時間以上の手当額を1日所定勤務時間数(勤務時間等規程第3条 第1項に規定する時間数を勤務時間等規程第4条第2項本文に規定する日数で 除して得た数をいう。次号において同じ。)で除して得た額
 - 二 前号の特殊勤務作業の従事時間が4時間未満の場合 従事した特殊勤務作業の4時間未満の手当額を1日所定勤務時間数で除して得た額

第34条 削除

(管理職員特別勤務手当)

- 第34条の2 第26条第1項に規定する官職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により日曜日等又は祝日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務 に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100 分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、 別に定める。

(特殊勤務手当等の支給)

第35条 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手 当(以下本条中「特殊勤務手当等」という。)は、その月分を翌月の俸給の支給日 に支給する。

- 2 職員が勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により与えられた代替休暇に勤務した場合において支給する当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により代替休暇が与えられた日の属する月の翌月の」とする。
- 3 職員が離職し、又は死亡した場合には、特殊勤務手当等は、その離職し、又は死亡した日までの分を、その際支給する。

第36条 削除

(期末手当)

- 第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第38条まで及び 第43条の3においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員 に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 40条第6項に規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても 同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第38条第2項及び第3項において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 職員の職務を考慮して、別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、 同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手 当の月額の合計額に別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲 内で別に定める割合を乗じて得た額(第26条第1項に規定する官職を占める職員 (休職にされている職員を除く。)にあっては、その額に俸給月額に100分の2 5を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額 を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 期末手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。
- 第37条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号又は第5号に掲げる職員にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第82 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76 条の規定により失職した職員
 - 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる職員を除く。)で、当該離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- 四 次条第1項第1号又は第2号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された職員を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 五 次条第1項第3号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された職員を除く。)で、支給日以降その非違に関し、国家公務員法第76条の規定により失職し又は同法第82条の規定により懲戒免職の処分を受けたもの
- 第37条の3 所属長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員が次の 各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがで きる。
 - 一 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当 該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴(当該起訴 に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当 該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合 又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職 員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支 給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正か つ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき
 - 三 支給日に在職し、当該支給日の前日までに国家公務員法第76条の規定による 失職又は同法第82条の規定による懲戒免職事由に相当する非違があると思料す るに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対す る国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する うえで重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた職員は、国家公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした所属長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 所属長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
 - 一 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事 事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた職員について、当該一時差止処分の理由となった行為に 係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- 三 一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 四 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった非違に関し、失職せず又は懲戒免職の処分を受けなかった場合
- 4 前項の規定は、所属長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 所属長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき職員に対して当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第89 条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた職員は同法第90条第1項に規 定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして 、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定めると ころによる。

(奨励手当)

- 第38条 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の業績評価(独立行政法人造幣局人事評価実施規程(平成15年造幣局訓令第68号)第4条第1項に規定する業績評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況(次項において「勤務成績」という。)に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の300以下の範囲内で勤務成績を考慮して別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の額の別に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該区分に属する職員の奨励手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、別に定める総額割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸 給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第37条第4項の規定は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第38条第2項の奨励手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 奨励手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。
- 6 前二条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場

合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

(期末手当及び奨励手当の支給日)

第39条 期末手当及び奨励手当の支給日は、別に定める日とする。

第4章 休職者の給与等

(休職者の給与)

- 第40条 職員が結核性疾患にかかり休職となったときは、その休職の期間に応じ、 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当に、それぞれ次 に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。
 - 一 休職の期間が満1年に達するまで 100分の80
 - 二 休職の期間が満1年を超え満2年に達するまで 100分の60
 - 三 休職の期間が満2年を超え満3年に達するまで 100分の40
- 2 職員が前項以外の心身の故障により休職となったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴されたため休職となったときは、その休職の期間中、 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の6 0を支給する。
- 4 職員が前三項以外の事由に該当して休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70(公務上の災害により生死不明または所在不明となった場合は、100分の100)を支給する。
- 5 休職中の職員には、前四項に定める給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で、第37条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは第39条の規定に基づく支給日に、それぞれ第1項、第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条の2及び 第37条の3の規定を準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項 」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(停職中の者の給与)

第41条 職員が停職となったときは、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。ただし、職員が意に反する不利益処分に関し、その審査を人事院に請求し、処分を受けるべき事由がないことが判明し、処分取消の発令があった場合は、この限りでない。

(組合専従休職者の給与)

第42条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、いかな る給与も支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第43条 組合休暇を許可された職員に対しては、その組合休暇の期間中、俸給、地域手当及び広域異動手当は、支給しない。

(介護休暇中の者の給与)

第43条の2 職員が勤務時間等規程第27条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する

(育児休業期間中の給与)

第43条の3 職員が育児休業をしているときは、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間として別に定める期間を含む。)がある職員の当該基準日に係る期末手当及び奨励手当については、この限りでない。

(育児短時間勤務職員の給与)

第43条の4 育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員についての この訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の属す
舟3米舟4頃	(C 9 S)	
		る職種の級に応じた額に、勤務時間等規程
		第32条の規定により読み替えられた勤務
		時間等規程第3条第1項ただし書の規定に
		より定められたその者の勤務時間を同項本
		文に規定する勤務時間で除して得た数(以
		下「算出率」という。) を乗じて得た額と
		する
第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、
		その者の受ける号俸に応じた額に、算出率
		を乗じて得た額とする
第14条第1項	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受け
、第2項及び第		る号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た
3項並びに第1		額とする
5条		
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、そ
		の者の受ける号俸に応じた額に、算出率を
		乗じて得た額とする
第17条	決定することができ	決定することができるものとし、その者の
	る	俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた
		額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、

ナがし事		フの老の巫はフロ体に古じた妬に 竺山本
ただし書		その者の受ける号俸に応じた額に、算出率
		を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることがで	昇給させることができるものとし、その者
	きる	の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じ
		た額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第32条の規定により読み
		替えられた勤務時間等規程
第21条の2第	定年前再任用短時間	育児休業法第12条第1項に規定する育児
2項	勤務職員	短時間勤務をしている職員(以下「育児短
		時間勤務職員」という。)
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項	定年前再任用短時間	育児短時間勤務職員
第2号	勤務職員	
第30条第2項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員が、
		次の第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間
		を超えてしたもののうち、その勤務の時間
		とその勤務をした日における正規の勤務時
		間との合計が7時間45分に達するまでの
		間の勤務にあっては、第5条第1項に規定
		する勤務1時間当たりの給与額に100分
		の100を乗じて得た額とする
第30条第8項	定年前再任用短時間	育児短時間勤務職員
	勤務職員	
	第3項	第2項ただし書
第37条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第37条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
及び第38条第		
3項		
第37条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与)

第43条の5 育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの訓令の規定の適用については、前条の規定を準用する。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第43条の6 育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員について のこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、
		その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時

		間等規程第34条の規定により読み替えら
		れた勤務時間等規程第3条第1項ただし書
		の規定により定められたその者の勤務時間
		を同項本文に規定する勤務時間で除して得
		た数(以下「算出率」という。)を乗じて
		得た額とする
第14条第1項	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受け
、第2項及び第		る号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た
3項並びに第1		額とする
5条		
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、そ
		の者の受ける号俸に応じた額に、算出率を
		乗じて得た額とする
第17条	決定することができ	決定することができるものとし、その者の
	る	 俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた
		額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項	 決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、
ただし書		その者の受ける号俸に応じた額に、算出率
		を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることがで	昇給させることができるものとし、その者
	きる	 の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じ
		た額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第34条の規定により読み
		替えられた勤務時間等規程
第21条の2第	定年前再任用短時間	育児休業法第23条第2項に規定する任期
2項	勤務職員	 付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤
		務職員」という。)
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項	定年前再任用短時間	任期付短時間勤務職員
第2号	勤務職員	
第30条第2項	とする	 とする。ただし、任期付短時間勤務職員が
711 771774 - 27		、次の第1号に掲げる勤務で正規の勤務時
		間を超えてしたもののうち、その勤務の時
		間とその勤務をした日における正規の勤務
		時間との合計が7時間45分に達するまで
		の間の勤務にあっては、第5条第1項に規
		定する勤務1時間当たりの給与額に100
		分の100を乗じて得た額とする
		カツIUUで木して何に破とりる

第30条第8項	定年前再任用短時間 勤務職員	任期付短時間勤務職員	
	第3項	第2項ただし書	
第45条	第11条、第16条 から第20条まで、 第22条、第23条 、第25条及び第4 3条の3	第22条、第23条、第26条の3、第2 6条の4、第28条の2及び第28条の3	
	定年前再任用短時間 勤務職員	任期付短時間勤務職員	

2 育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務に伴い任用されている任期 付短時間勤務職員の職種の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職種 の級より上位の職種の級に決定することはできない。育児休業法第22条の規定に よる短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級についても 、同様とする。

(育児時間中の者の給与)

第43条の7 職員が就業規則第35条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(看護休暇中の者の給与)

第43条の8 職員が勤務時間等規程第28条第1項に規定する看護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する

(大学通信教育休暇中の者の給与)

第43条の9 職員が勤務時間等規程第29条第1項に規定する大学通信教育休暇の 承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1 時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を 支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第43条の10 職員が自己啓発等休業をしているときは、その自己啓発等休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の11 職員が配偶者同行休業をしているときは、その配偶者同行休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(介護時間中の者の給与)

第43条の12 職員が勤務時間等規程第27条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第44条 この訓令の規定により給与額等を算出する場合に生じる端数の取扱いについては、別に定めるところによる。

(適用除外)

第45条 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条及 び第43条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則

- 1 この準則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。ただし、 第27条第1項の規定は昭和44年6月1日から、第37条第2項の規定は昭和4 4年12月1日から、別表第8官職の欄中「調査官(局長が指定する上席の者1名)」の規定は昭和45年3月1日から、別表第2その1一般管理職及びその2普通 職の規定は公布の日からそれぞれ適用するものとする。
- 2 次に掲げる訓令等は、廃止する。
 - 一 新給与体系の実施に関する訓令(昭和44年造幣局訓令第11号)
 - 二 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する訓令(昭和37年 造幣局訓令第4号)
 - 三 広島支局及び熊本出張所在勤職員の暫定勤務地手当支給の特例に関する訓令(昭和44年造幣局訓令第32号)
 - 四 暫定勤務地手当の支給の特例に関する訓令(昭和39年造幣局訓令第34号)
 - 五 造幣局職員特殊勤務手当支給規程(昭和30年造幣局訓令第12号)
 - 六 公労法第4条第1項但書適用職員の昭和30年4月以降の特殊勤務手当に関する訓令(昭和30年造幣局訓令第13号)
 - 七 宿日直手当の支給基準(昭和32年造幣局訓令第45号)
 - 八 新給与体系の実施に関する訓令第5条の取扱について(昭和44年造幣局通達 第1号)
 - 九 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する特例について(昭 和38年12月造本連第840号)
- 3 この準則適用の日現在在職する職員のこの準則第9条に基づく職種の分類と格付けは、この準則適用の日において次表のとおり分類、格付けしたものとみなし、その職員の受けることとなる号俸は、新給与体系の実施に関する訓令(昭和44年造幣局訓令第11号)の規定に基づいて受けている号俸と同じ号数の号俸とする。

改正前の職務の等級		この準則により分類	、格付けしたもの
		とみなす職種の等級	
一般管理職俸給表	1等級	一般管理職	1 等級
JJ	2等級	<i>II</i>	2等級
"	3等級	<i>y</i>	3等級
JJ	4等級	<i>II</i>	4等級
JJ	5等級	<i>II</i>	5 等級
普通職俸給表	1等級	普通職	1等級
IJ	2等級	IJ	2等級

II .	3等級	IJ	3等級
II .	4等級	JJ	4等級
II .	5等級	IJ	5 等級
JJ	6 等級	IJ	6 等級
II .	7等級	IJ	7等級
技能職俸給表	特別等級	技能職	特別等級
II .	1等級	IJ	1等級
JJ	2等級	IJ	2 等級
JJ	3等級	II.	3等級
II .	4等級	IJ	4 等級
<i>II</i>	5等級	II.	5 等級
保安職俸給表	特別等級	保安職	特別等級
IJ	1等級	<i>II</i>	1等級
JJ	2等級	II.	2等級
<i>II</i>	3等級	II.	3等級
JJ	4等級	<i>II</i>	4等級
JJ	5等級	II.	5 等級
共通職俸給表	1等級	共通職	1等級
II .	2等級	JJ	2等級
<i>II</i>	3等級	II.	3等級
JJ	4等級	<i>II</i>	4等級
JJ	5等級	<i>II</i>	5 等級
医療管理職俸給表	1等級	医療管理職	1等級
<i>II</i>	2等級	II.	2等級
<i>II</i>	3等級	II.	3等級
<i>II</i>	4等級	II.	4等級
医療職俸給表	1等級	医療職	1等級
<i>II</i>	2等級	II.	2等級
JJ	3等級	<i>II</i>	3等級
医療看護職俸給表	特別等級	医療看護職	特別等級
JJ	1等級	II.	1 等級
JJ	2等級	II.	2等級
JJ	3等級	II.	3等級

4 改正前の訓令の規定に基づいて、適用日から施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払いとみなす。

(造幣局就業規則の一部改正)

5 造幣局就業規則 (昭和29年造幣局訓令第12号) の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局における局長権限の委任等に関する訓令の一部改正)

6 造幣局における局長権限の委任等に関する訓令(昭和42年造幣局訓令第11号)の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局決裁委任規程の一部改正)

7 造幣局決裁委任規程(昭和43年造幣局訓令第1号)の一部を、次のように改正 する。

(次のよう略)

(業務報告規程の一部改正)

8 業務報告規程(昭和38年造幣局訓令第21号)の一部を、次のように改正する

(次のよう略)

- 9 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)附則第9項に定める特例措置に準じ、平成14年3月1日(以下「基準日」という。)に在職する一般職指定等級、一般職特別等級、一般職特1等級、一般職1等級、研究職1等級、研究職1等級、工芸職1等級及び医療職各等級の適用を受ける職員に対して、3,756円の特例一時金を支給する。平成13年4月1日から基準日までの間(以下「基準期間」という。)に準則の適用を受ける職員として在職した期間があり、当該期間の経過後引き続き給与法の適用を受ける職員となった者についても同様とする。
- 10 基準期間において準則の適用を受ける職員として在職しなかった期間がある職員に支給する特例一時金の額は、前項の規定にかかわらず、313円に基準期間の各月のうち在職した期間を含む月の数を乗じて得た額とする。
- 11 前二項の規定により特例一時金が支給される場合において、第2条及び第7条 の2中「及び業績賞与」とあるのは「、業績賞与及び特例一時金」とする。
- 12 第10項及び第11項の規定により支給される特例一時金の支給日は、平成1 4年3月1日に在職する職員に支給する期末手当の支給日とする。
- 13 技能監及び総括作業長についての超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定の適用については、第30条第1項及び第34条の2第1項中「第26条第1項に規定する官職を占める職員」とあるのは、「第26条第1項に規定する官職を占める職員(技能監及び総括作業長を除く。)」とする。
- 14 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第17項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級並びに第11条、第12条、第14条から第17条まで及び第19条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - 一 国家公務員法第60条第1項の規定により臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員
 - 二 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第 1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長

された期間を含む。)を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

- 三 診療所に勤務する医師
- 四 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 16 育児短時間勤務職員に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 17 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日(以下この項及び附則第19項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 18 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の 適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。)であって、同項 の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、 当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の 規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 20 附則第17項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 21 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第21条の2第2項の規定の 適用については、当分の間、別表第7に定める月額に100分の70を乗じて得た 額とする。
- 22 附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給を支給される職員に対する第37条第4項(第38条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 23 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第22項に定めるも

- ののほか、附則第14項の規定による俸給月額、附則第17項の規定による俸給その他附則第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第22項の規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 24 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで、第22項及び第23項 の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - 一 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。)の施行の日(この号において「施行日」という。)前に令和3年改正法による改正前の国家公務員法第81条の3第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。次号において同じ。)が施行日以後に到来する職員
 - 二 前号に掲げる職員であって、令和3年改正法附則第3条第6項の規定により旧 国家公務員法勤務延長期限を延長された職員
- 25 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任 用職員」という。)(令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時 間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及 び次項において同じ。)の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間 勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表のうち、第9条第2項の規定に より当該暫定再任用職員の属する職種の級に応じた額とする。
- 26 育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 27 前項の規定は、育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている暫定再 任用職員について準用する。
- 28 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表の基準俸給月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。
- 29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2 7条第2項並びに第30条第3項及び第8項の規定を適用する。
- 30 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条及び第43条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

◎独立行政法人造幣局職員給与規程等の一部を改正する訓令(令和7年造幣局訓令第 13号)

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は令和7年4月1日から施行する。

第2条 (略)

(号俸の切替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において独立行政法人造幣局職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの訓令による改正後の給与規程第22条及び第23条の規定の適用については、第22条第1項ただし書中「には」とあるのは「には、支給せず、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職種の級が一般職8級又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員及び一般職9級以上職員には」と、

同条第2項中「四 重度心身障害者」とあるのは「

四 重度心身障害者

五 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

第23条第1項中「父母等」とあるのは「配偶者、父母等」と、「

六 職員の扶養親族たる子で細則第2条の規定によ その事実の生じた日 る届出に係るもののうち特定期間にある子でな かった者が特定期間にある子となった場合

」とあるのは「

六	職員の扶養親族たる子で細則第2条の規定によ	その事実の生じた日
	る届出に係るもののうち特定期間にある子でな	
	かった者が特定期間にある子となった場合	
七	配偶者のない職員となった者に扶養親族たる子	配偶者のない職員となっ
	がある場合	た日

」と、同条第2項中「父母等」とあるのは「配偶者、父母等」と、「

| とあるのは「

匹	扶養親族の全部又は一部について扶養親族たる	その事実の生じた日
	要件を欠くに至った者が生じた場合	
五.	配偶者を有するに至った職員に扶養親族たる子	配偶者を有するに至っ
	がある場合	た日

」とする。

2 (略)

(切替日前に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置)

- 第5条 切替日の前日までにこの訓令による改正前の給与規程第23条の2第3項に 規定する異動等のあった職員については、この訓令による改正後の同項中「から3 年」とあるのは「から2年」と、「
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
 - | とあるのは「
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 」として、同項の規定を適用する。
- 2 切替日の前日までにこの訓令による改正前の給与規程第23条の2第3項に規定する異動等のあった職員については、この訓令による改正後の給与規程等の運用基準給与規程第23条の2関係第3項中「3年」とあるのは「2年」として、同項の規定を適用する。

第6条 (略)

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第7条 この訓令による改正後の給与規程第27条第4項及び第28条の2第3項の 規定は、切替日前に新たに給与規程の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第8条 (略)

附則別表 (略)

別表第1

職種分類表

職		種	分 類 基 準
_	般	職	総合的な事務又は高度な専門的知識を必要と
			する事務・技術的業務を行う職員の職種
研	究	職	研究所に所属し、専門的科学的知識と創意等
			をもって試験研究又は調査研究業務を行う職
			員の職種
工	芸	職	工芸課に所属し、図案及び原型の作成に関す
			る工芸的業務を行う職員の職種
技	能	職	1. 製造等の技能的業務を行う職員の職種
			2. 警備業務を行う職員の職種
			3. 自動車運転業務を行う職員の職種
			4. 他の職種に属さない職員の職種
医	療	職	診療所の医師の職種
医源	紧看 i	隻 職	診療所の看護師の職種
技術	· 調	查専	調査、研究等を自律的に行い、事業運営等に
門職	È		関する企画及び立案等の事務支援を行う職員
			の職種

別表第2

職種級別標準官職表

その1 一般職

C -> I	/4/2 1944
級	標準官職
1 0	極めて重要な業務を掌る部長又は部長と同格の官職
9	極めて重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
8	特に重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
7	課長 首席監察官 首席監査官 契約・保有資産監理官 室長
	企画調整官 作業調整官 情報公開調整官 診療所長 監察官
	監査官
6	課長補佐 地域連携官 上席学芸員 上席薬剤長 上席診療放
	射線技師長 契約審査専門官
5	主事 係長 主任学芸員 薬剤長 診療放射線技師長
4	主任 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
3	上級職員 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
2	中級職員 学芸員 薬剤師 中級診療放射線技師
1	初級職員 初級診療放射線技師

その2 研究職

-(0) 2	ળ 건 城					
級		標	準	官	職	
7	特に重要な業	務を掌る	研究官			
6	研究官					
5	研究専門官					
4	研究主事					
	主任					
3	上級職員					
2	中級職員					
1	初級職員					

その3 工芸職

級		標	準	官	職	
5	特に重要な業務	第を掌る	工芸指導官			
4	工芸指導官					
3	工芸専門官					
2	工芸主事					
	主任					
1	上級職員					
	中級職員					

その4 技能職

級		標	準	官	職	
8	技能監					
7	重要な職務を掌	る総括作業長				
6	総括作業長					
	主任工師					
	作業長					
	工師					
5	技能長					
4	作業主任					
3	上級職員					
2	中級職員					
1	初級職員					

その5 医療職

級		標	準	官	職	
3	医師					
2	医師					
1	医師					

その6 医療看護職

級		標	準	官	職	
4	主任看護師					
3	看護師					
2	看護師					
	准看護師					
1	看護師					
	准看護師					

その7 技術・調査専門職

級	標準官職	
3	特に重要な職務を掌る技術・調査官	
2	重要な職務を掌る技術・調査官	
1	技術・調査官	

No. 1.00 1	7.0.1	· 6几 时小		外 ++						俸新	帝 表									
March Marc			ī槭 • ⊥云塘 ┃ ┃	一般職1級		丁芸職1級	研究職3級		一般職4級	研究職4級	一般職5級			一般職6級		研究職6級		一般職8級	一般職 9 級	一般職10級
Fig. 10		77 117		+			技能職3級							俸給月額				俸給月額	俸給月額	俸給月額
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 567, 100
2		2 3	187, 200	198, 800	223, 300	234, 000	238, 800	251, 200	265, 300	269, 200	286, 300	388, 200	305, 500	316, 200	422, 800	369, 800	394, 000	482, 100	537, 100	574, 100 580, 000
1		5 6	188, 800	201, 200	225, 900	236, 000	240, 400	252, 600	266, 900	270, 800	288, 700	390, 600	307, 100	319, 400	425, 500	372, 900	398, 700	490, 700	544, 700	584, 800 588, 800 591, 700
10 10 10 10 10 10 10 10		7 8	190, 400	203, 000	228, 500 229, 800	238, 000	242, 000	254, 000 254, 700	268, 500	272, 400 273, 200	291, 100 292, 300	393, 000	308, 700	322, 600 324, 200	428, 300	376, 100	404, 000 406, 200	497, 000	550, 800 553, 300	594, 100 596, 000
1			193, 100	205, 700	231, 400	241, 100	244, 600	256, 100	270, 900	274, 800	294, 900	396, 600	311, 100	327, 400	432, 100	380, 200	411, 400	501, 500	555, 300	
1		12	194, 900	207, 500	232, 600	243, 300	246, 400	257, 500	272, 500	276, 400	297, 500	399, 000	312, 700	330, 600	434, 500	383, 000	416, 500			
17		15	197, 300	210, 200	234, 400	246, 600	249, 100	259, 600	274, 600	278, 800	301, 400	402, 600	316, 700	335, 400	438, 100	387, 200	423, 700			
19		17	198, 600	212, 000	235, 600	248, 800	250, 900	261, 000	276, 000	280, 500	304, 200	404, 900	319, 900	338, 500	440, 400	390, 500	427, 800			
20		19	199, 800	213, 800	236, 800	250, 900	252, 500	262, 400	277, 400	282, 300	307, 200	407, 100	323, 100	341, 500	442,600	393, 800	432, 000			
2		22	201, 600	216, 800	238, 600	253, 900	254, 900	264, 500	279, 500	285, 100	312,000	410, 400	327, 700	346, 000	445, 900	398, 600	438, 400			
28		24	202, 200	218, 800	239, 800	255, 900	256, 500	265, 900	280, 900	287, 100	315, 200	412,600	330, 700	349, 000	448, 100	401, 900	442, 800			
20		26	204, 400	220, 600	242,000	257, 800	258, 300	267, 300	282, 300	289, 100	318, 400	414, 800	333, 700	352, 000	450, 100	405, 100	446, 900			
1		29	207, 700	223, 300	246, 400	260, 500	260, 300	270,000	284, 600	292, 100	323, 100	418, 100	338, 200	356, 500	452, 900	409, 700	451, 100			
13		31	210, 700	225, 100	248,000	262, 300	261, 300	272, 300	286, 600	294, 900	326, 300	420, 300	341, 200	359, 500	454, 500	412, 500	454, 600			
Section 1987 1988		33 34	213, 700 215, 200	228, 300 229, 300	249, 700 250, 500	264, 100 265, 000	262, 300 262, 800	274, 700 275, 900	288, 900 290, 200	297, 700 299, 200	329, 400 330, 900	422, 400 423, 400	344, 200 345, 700	362, 500 364, 000	456, 100 456, 900	415, 400 416, 900	457, 500 458, 900			
S 20,000 223,700 233,800 288,800 281,800 288,800 281,800 282,800 2		36	218, 000	231, 300	252, 100	266, 800	263, 800	278, 500	293, 000	302, 200	333, 900	425, 400	348, 700	367, 000	458, 500	420, 100	461, 300			
41 22,5,00 234,500 285,500 272,200 267,500 272,200 268,500 272,200 272,200 285,500 285,200		38	220, 600	232, 700	253, 800	268, 600	264, 800	280, 900	295, 800	305, 200	336, 900	427, 400	351, 700	370, 000	460, 100	423, 000	464, 500			
45 226, 700 234, 800 235, 800 274, 800 276, 900 287, 900 393, 900 314, 900 412, 900 395, 900 377, 800 487, 900 471, 900 487, 900 471, 900 487, 900 471, 900 487, 900 471,		41	223, 600	234, 200	255, 900	271, 300	267, 500	284, 800	300, 100	309, 800	341, 400	430, 400	356, 200	374, 500	462, 500	427, 200	468, 600			
44 228,700 228,700 227,100 274,1900 272,700 290,000 305,000 317,000 344,100 362,100 381,000 465,700 434,500 475,700 476,100 486,700 435,700 476,100 486,700		43	226, 700	234, 800	256, 500	273, 100	270, 200	287, 400	303, 100	313, 000	344, 200	432, 300	359, 200	377, 500	464, 100	430, 000	471, 200			
## 231,700 255,900 258,000 277,600 277,600 276,000 2		45	228, 700	235, 300	257, 100	274, 900	272, 700	290, 000	305, 900	316, 200	347, 000	434, 100	362, 100	380, 500	465, 700	433, 000	473, 700			
50 233,700 295,800 279,400 277,400 296,400 312,500 324,200 354,000 433,100 387,500 440,200 477,400 477,400 478,700 228,000 288,200 278,200 278,200 278,200 325,800		48	231, 700	235, 900	258,000	277, 600	275, 700	293, 900	309, 900	321,000	351, 200	436, 700	366, 300	384, 700	468, 100	437, 400	476, 100			
55 237, 906 259, 800 282, 100 279, 800 301, 900 31,		50	233, 700	236, 300	258, 600	279, 400	277, 400	296, 400	312, 500	324, 200	354, 000	438, 300	369, 100	387, 500	408, 900	440, 200	477, 400			
55 238,900 250,100 283,900 251,400 302,400 331,800 331,800 362,000 442,300 376,100 394,200 446,700 480,200 446,700 480,700 57 239,400 256,700 285,700 285,700 283,000 320,100 333,800 363,300 443,800 378,900 396,800 449,100 481,200 48		53	237, 300		259, 500	282, 100	279, 800	300,000	316, 400	328, 800	358, 100	440, 700	373, 300	391, 600		444, 300	479, 200			
57 239, 400 260, 700 285, 700 283, 000 344, 600 321, 200 334, 800 363, 300 444, 800 378, 900 396, 800 449, 100 481, 200 481, 200 59 261, 300 286, 600 284, 800 305, 700 322, 700 365, 900 445, 400 381, 700 399, 300 451, 500 482, 200 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 482, 700 483, 80		55	238, 900		260, 100	283, 900	281, 400	302, 400	318, 800	331, 800	360, 700	442, 300	376, 100	394, 200		446, 700	480, 200			
60 251,600 288,400 285,400 305,100 324,900 339,500 367,100 446,200 383,100 400,500 452,700 482,700 483,200		57	239, 400		260, 700	285, 700	283, 000	304, 600	321, 300	334, 800	363, 300	443, 800	378, 900	396, 800		449, 100	481, 200			
62 262,900 290,200 287,000 311,600 327,300 342,400 389,700 447,800 385,900 402,900 454,800 455,800 456,800		60			261,600	288, 400	285, 400	308, 100	324, 900	339, 500	367, 100	446, 200	383, 100	400, 500		452, 700	482, 700			
64		62			262, 900	290, 200	287, 000	310, 500	327, 300	342, 400	369, 700	447, 800	385, 900	402, 900		454, 800	483, 200			
67		65			264, 600	292, 800	289, 400	313, 800	330, 800	346, 300	373, 500	450, 200	389, 800	406, 500		457, 800				
度年前再 度年前再 度用短時 間勤務職 員以外の 職員 「71		67				294, 400	291, 000	315, 900	333, 300	348, 900	375, 900	451,600	392, 400	408, 900		459, 800				
任用短時間勤務職員以外の職員 72 298,400 295,000 320,900 330,900 355,000 381,900 398,900 414,900 466,800 466,800 300,800 296,600 322,900 341,400 357,400 384,300 401,500 417,300 466,800 467,800 467,800 467,800 467,800 467,800 468,800 467,800 468,800 467,800 468,800 468,800 467,800 468,800 46		69				296, 000	292, 600	317, 900	335, 600	351, 400	378, 300		395, 000	411, 300		461, 800				
T4	任用短時	72				298, 400	295, 000	320, 900	339, 000	355, 000	381, 900		398, 900	414, 900		464, 800				
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		74				300, 000	296, 600	322, 900	341, 400	357, 400	384, 300		401, 500	417, 300		466, 800				
79 304,000 300,600 327,900 347,100 363,400 390,000 408,000 422,900 471,800 80 304,800 301,400 328,900 348,200 364,600 391,200 409,300 424,000 472,700 81 305,600 302,400 329,900 349,300 365,800 392,300 410,600 425,100 473,600 82 306,400 303,400 330,900 350,500 367,000 393,500 411,900 426,300 474,500		76 77				301, 600 302, 400	298, 200 299, 000	324, 900 325, 900	343, 800 344, 900	359, 800 361, 000	386, 700 387, 800		404, 100 405, 400	419, 600 420, 700		468, 800 469, 800				
81 305, 600 302, 400 329, 900 349, 300 365, 800 392, 300 410, 600 425, 100 473, 600 82 306, 400 303, 400 330, 900 350, 500 367, 000 393, 500 411, 900 426, 300 474, 500		79				304, 000	300, 600	327, 900	347, 100	363, 400	390, 000		408, 000	422, 900		471, 800				
83 307 200 304 400 351 600 368 200 304 600 419 100 497 400 475 400 1		81				305, 600	302, 400	329, 900	349, 300	365, 800	392, 300		410, 600	425, 100		473, 600				
84 308,000 305,400 332,900 352,800 369,400 395,700 414,300 428,600 476,300							305, 400													
85 308,800 306,400 333,900 353,900 370,600 396,800 415,500 429,800 477,200 478,100 87 310,400 308,400 335,900 356,100 373,000 399,100 417,900 432,100 479,00		86				309, 600	307, 400	334, 900	355, 000	371, 800	397, 900		416, 700	431, 000		478, 100				
88 311, 200 309, 400 336, 900 357, 300 374, 200 400, 200 419, 100 433, 100 479, 900 89 312, 000 310, 400 337, 900 358, 400 375, 400 401, 300 420, 200 434, 100 480, 800		88				311, 200 312, 000	309, 400 310, 400	336, 900 337, 900	357, 300	374, 200 375, 400	400, 200 401, 300		419, 100	433, 100		479, 900 480, 800				
90 91 91 313, 600 314, 400 313, 100 314, 400 313, 100 314, 400 315, 500 316, 600 317, 800 317, 800 317, 800 317, 800 317, 800 317, 800 317, 800 317, 800 318, 700 318, 700 318, 700 319, 700 310, 700 310		91				313, 600	312, 200	339, 900	360, 600	377, 800	403, 600		422, 400	436, 000		7				
92 314, 400 313, 100 340, 900 361, 700 379, 000 404, 400 423, 500 436, 900 93 315, 200 314, 000 342, 400 362, 800 380, 200 405, 200 424, 600 437, 700 94 316, 000 314, 900 343, 900 363, 900 381, 400 406, 000 425, 700 438, 500		93				315, 200	314, 000	342, 400	362, 800	380, 200	405, 200		424, 600	437, 700						
95 316,800 315,800 345,600 365,100 382,600 407,100 426,800 439,400 96 317,600 316,700 346,400 366,200 383,800 408,100 427,900 440,200		95 96				316, 800 317, 600	315, 800 316, 700	345, 600 346, 400	365, 100 366, 200	382, 600 383, 800	407, 100 408, 100		426, 800 427, 900	439, 400 440, 200						
97 318, 300 317, 600 347, 200 367, 300 385, 100 409, 000 429, 000 441, 000 430, 100 441, 800 431, 200 442, 7		98				319, 000	318, 500	347, 900	368, 400	386, 400	410, 100		430, 100	441, 800						
100 320, 400 320, 300 349, 200 370, 600 389, 000 411, 900 432, 300 443, 500 444, 400 101 321, 000 321, 100 349, 700 371, 600 390, 300 412, 800 433, 300 444, 400 101 101 102 1		100				320, 400	320, 300	349, 200	370, 600	389, 000	411, 900		432, 300	443, 500						

	102				321,600	321, 900	350, 200	372,600	391,600	413, 700		434, 300	445, 200						
	103				322, 200	322, 700	350, 700	373,600	392, 900	414,600		435, 200	445, 800						
	104				322, 800		351, 200	374,600	394, 200	415,600		436, 100	446,600						1
Ī	105						351, 700	375, 600		416, 400		437, 000	447, 300						
	106						352, 200	376, 700		417, 200		437, 900	448, 000						1
	107						352, 700	377, 800		418, 000		438, 700	448, 800						
	108						353, 200	378, 800		418, 800		439, 500	449, 500						
	109						353, 700	379, 800		419, 600		440, 300	450, 200						
	110						354, 200	380, 800		420, 400		441, 100	450, 800						1
	111						354, 700	381, 600		421, 200		441, 900	451, 300						
	112						355, 200	382, 300		422, 000		442, 700	451, 800						1
	113						355, 700	383, 000		422, 800		443, 500	452, 300						
	114						356, 200	383, 700		423, 700		444, 200	452, 800 452, 800						
	114						356, 700	384, 500		424, 400		444, 800	452, 800 453, 300						1
	116							385, 300		424, 400			453, 800 453, 800						
-							357, 200					445, 400	400, 600						
	117						357, 700	386, 100		426, 000		445, 900							1
	118						358, 200	386, 900		426, 800		446, 400							
	119						358, 600	387, 700		427, 600		446, 900							
-	120						359, 000	388, 500		428, 400		447, 400							
	121						359, 400	389, 300		429, 200		447, 800							1
	122						359, 700	390, 100		430, 000		448, 200							
	123						360, 000	390, 900		430, 800									1
-	124							391, 600		431, 600									
	125							392, 300		432, 300									1
	126							392, 900		433, 100									
	127							393, 500											1
-	128							394, 000											
	129							394, 500											1
	130							394, 900											1
	131							395, 200											1
	132							395, 400											
	133							395, 600	424, 700										1
	134							395, 800	*										1
	135								426, 100										1
	136								426, 800										
	137								427, 500										1
	138								428, 200										1
	139								428, 900										1
	140								429, 600										
	141								430, 300										1
	142								431,000										i L
	143								431, 700										1
	144								432, 400										
	145								433, 100										
定年前再		基準	基準	基準		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準							
任用短時						俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額					俸給月額	
間勤務職		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
員		168, 900	168, 900	206, 600	235, 000	235, 000	251, 300	265, 600	280, 900	280, 900	336, 100	336, 100	336, 100	362, 400	362, 400	409, 200	409, 200	462, 400	544, 100
		,	,	,	,	,	- = , •	,	,	,	,	,	,	,	,	/	,	,	. = , = -

その2 医療職

2級

1級

3級

区分	号俸	1 級	2 級	3 級
<u> </u>	.^ 1 1,	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	305, 600	415, 600	470, 300
	2	307, 900	418, 300	472, 300
	3	310, 200	420, 900	474, 200
	4	312, 400	423, 300	476, 100
	5			477, 500
		314, 500	425, 600	
	6	318, 000	427, 800	479, 200
	7	321, 500	429, 800	481, 000
	8	324, 900	431, 900	482, 800
	9	328, 300	434, 000	484, 600
	10	331, 800	435, 500	486, 300
	11	335, 200	437,000	488, 100
	12	338, 600	438, 500	489, 900
	13	342,000	439, 900	491, 700
	14	345, 500	441, 300	493, 400
	15	348, 900	442, 800	495, 200
	16	352, 300	444, 200	497, 000
	17	355, 700	445, 500	498, 800
	18	358, 800	447, 000	500, 700
	19	362, 000	448, 400	502, 600
	20	365, 200	449, 800	504, 500
	21	368, 500	451, 100	506, 400
	22	371, 600	452, 600	508, 100
	23	374, 700	454, 000	509, 900
	24	377, 700	455, 400	511, 700
	25	380, 800	456, 800	513, 300
	26	383, 100	458, 200	515, 100
	27	385, 400	459, 500	516, 900
	28	387, 600	460, 900	518, 400
	29	389, 500	462, 300	519, 800
	30	391, 200	463, 600	521, 500
	31	392, 900	465, 000	523, 300
	32	394, 700	466, 400	525, 000
	33	394, 700	467, 700	526, 500
	34	398, 200	467, 700	520, 500
		· ·	· ·	
	35	399, 800	470, 400	529, 100
	36	401, 100	471, 800	530, 400
	37	402, 500	473, 200	531, 400
	38	403, 900	474, 900	532, 700
	39	405, 300	476, 500	534, 000
	40	406, 700	478, 000	535, 300
定年前再	41	408, 200	479, 600	536, 300
任用短時	42	408, 900	480, 800	537, 100
間勤務職	43	409, 500	481, 900	537, 900
員以外の 職員	44	410, 100	483, 000	538, 700
収具	45	410, 900	484, 000	539, 600
	46	411, 500	484, 900	540, 400
	47	412, 100	485, 800	541, 200
		· ·	i i	·
	48	412, 600	486, 600	541, 900
	49	413, 100	487, 300	542, 700
	50	413, 500	488, 000	543, 500
	51	414, 000	488, 700	544, 200
	52	414, 400	489, 300	545, 100
	53	414, 800	489, 900	546, 000
	54	415, 100	490, 600	546, 800
	55	415, 400	491, 200	547, 700
	56	415, 800	491,800	548,600
	57	416, 100	492, 100	549, 400
	58	416, 500	492, 700	550, 200
	59	416, 800	493, 300	551,000
	60	417, 200	494, 000	551, 700
	61	417, 600	494, 400	552, 500
	62	417, 900	495, 000	553, 400
	63	418, 200	495, 700	554, 300
	64	418, 500	496, 400	555, 200
	65	418, 800	496, 400	556, 000
		410,000	,	· ·
	66 67		497, 400	556, 900 557, 800
	67		498, 000	557, 800
	68		498, 500	558, 700
	69		499, 000	559, 500
	70		499, 500	560, 400
	71		500,000	561, 300
	72		500, 500	562, 200
	73		500, 900	563, 000
	74		501, 400	
	75	- -	501, 800	
	76		502, 200	
	77		502, 200	
			,	
	78 70		503, 300	
	79		503, 800	
	80		504, 200	
	81		504, 700	
	82		505, 300	
	83		505, 900	
	84		506, 400	
	85		506, 900	
		基準	基準	基準
定年前再		俸給月額	俸給月額	俸給月額
任用短時		円	円	円
間勤務職		·	·	
員		312, 900	356, 500	412, 800
<u></u>	<u> </u>			

その3 医	療看護職				
区分	号俸	1 級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4 級 俸給月額
		円	円	円	円
	1 2	221, 700 222, 000	266, 100 266, 900	293, 900 294, 300	342, 700 343, 600
	3	223, 400	267, 700	294, 300	344, 600
	4	224, 800	268, 500	295, 100	345, 700
	5 6	226, 200 227, 600	269, 300 270, 100	295, 500 295, 900	346, 900 348, 100
	7	229, 000	270, 900	296, 300	349, 300
	<u>8</u>	230, 400 231, 800	271, 700 272, 500	296, 700 297, 100	350, 500 351, 600
	10	231, 800	272, 300	297, 100	352, 700
	11	234, 600	273, 900	297, 900	353, 800
	12 13	236, 000 237, 400	274, 600 275, 200	298, 300 298, 700	354, 900 356, 000
	14	238, 700	275, 800	299, 100	357, 100
	15 16	240, 000	276, 400	299, 500	358, 200
	16 17	241, 300 242, 600	277, 000 277, 500	299, 900 300, 300	359, 300 360, 400
	18	243, 900	278, 000	300, 700	361, 500
	19 20	245, 200 246, 500	278, 500 279, 000	301, 100 301, 600	362, 600 363, 700
	21	247, 800	279, 500	302, 100	364, 800
	22	249, 100	280, 000	302, 600	365, 900
	23 24	250, 400 251, 700	280, 500 281, 000	303, 100 303, 600	367, 000 368, 100
	25	252, 900	281, 500	304, 300	369, 100
	26	254, 100	282, 000	305, 000	370, 100
	27 28	255, 300 256, 500	282, 500 283, 000	305, 700 306, 400	371, 100 372, 100
	29	257, 700	283, 600	307, 200	372, 100
	30	258, 900	284, 200	308, 000	373, 500
	31 32	260, 100 261, 300	284, 800 285, 400	308, 800 309, 600	374, 200 374, 900
	33	262, 400	286, 000	310, 400	374, 900
	34	263, 500	286, 600	311, 200	376, 300
	35 36	264, 600 265, 700	287, 200 287, 800	312, 000 312, 800	377, 000 377, 700
	37	266, 800	288, 400	313, 600	378, 400
	38	267, 900	289, 000	314, 400	379, 100
	39 40	269, 000 270, 100	289, 600 290, 200	315, 200 316, 000	379, 800 380, 500
	41	271, 100	290, 900	316, 900	381, 300
	42	272, 100	291, 600	317, 800	382, 100
	43 44	273, 100 274, 100	292, 300 293, 000	318, 700 319, 600	382, 900 383, 700
	45	275, 000	293, 700	320, 500	384, 600
	46	275, 900	294, 400	321, 400	385, 500
	47 48	276, 800 277, 700	295, 100 295, 800	322, 300 323, 200	386, 400 387, 300
	49	278, 500	296, 500	324, 100	388, 200
	50 51	279, 300	297, 200	325, 000	389, 100
	51 52	280, 100 280, 900	297, 900 298, 600	325, 900 326, 800	390, 000 390, 900
	53	281, 500	299, 300	327, 700	391, 800
	54 55	282, 000	300, 000	328, 600	392, 700
	56	282, 500 282, 900	300, 700 301, 400	329, 500 330, 400	393, 700 394, 600
	57	283, 300	302, 200	331, 300	395, 500
	58 59	283, 700 284, 100	303, 000 303, 800	332, 200 333, 100	396, 400 397, 300
	60	284, 100	303, 800	334, 000	397, 300
	61	284, 700	305, 500	335, 100	399, 100
	62 63	285, 100 285, 500	306, 400 307, 300	336, 200 337, 300	400, 000 400, 900
	64	285, 900	308, 200	338, 400	400, 300
	65	286, 200	309, 100	339, 500	402, 700
	66 67	286, 500 286, 900	310, 000 310, 900	340, 600 341, 700	403, 600 404, 500
	68	287, 300	310, 900	342, 800	404, 300
定年前再 任用短時	69 70	287, 600	312, 700	343, 900	406, 300
間勤務職	70 71	288, 000 288, 500	313, 600 314, 500	345, 000 346, 100	407, 200 408, 100
員以外の 職員	72	288, 900	315, 300	347, 200	409, 000
	73 74	289, 200 289, 600	316, 100 316, 900	348, 300 349, 400	409, 800 410, 600
	74 75	289, 600	316, 900	350, 500	410, 600
	76 77	290, 600	318, 500	351, 600	412, 200
	77 78	291, 100 291, 600	319, 300 320, 100	352, 700 353, 900	413, 000 413, 800
	79	292, 100	320, 900	355, 100	414, 600
	80	292, 700	321, 700	356, 300	415, 400
	81 82	293, 100 293, 600	322, 500 323, 300	357, 500 358, 700	
	83	294, 000	324, 100	359, 900	
	84 85	294, 500 295, 000	324, 900 325, 600	361, 100 362, 300	
	86	295, 000 295, 400	326, 300	362, 300	
	87		327, 000	364, 700	
	88 89		327, 700 328, 300	365, 900 367, 100	
	90		328, 300 328, 900	368, 300	
	91		329, 500	369, 500	
	92 93		330, 100 330, 700	370, 700 371, 900	
	93 94		330, 700	371, 900 373, 100	
	95		331, 900	374, 300	
	96 97		332, 500 333, 100	375, 500 376, 700	
	97 98		333, 100 333, 700	376, 700 377, 900	
	99		334, 300	379, 100	
	100		334, 900	380, 300	
	100 101				_
	100 101 102 103		335, 400 335, 900 336, 400	381, 500 382, 700	

区分	:術・調査専 	1級	2級	3級
四刀	ク FF	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	338, 500	378, 900	471, 900
	2	340, 000 341, 500	380, 200 381, 700	477, 200 482, 100
	4	343, 000	383, 000	486, 700
	5 6	344, 500 346, 000	384, 200 385, 600	490, 700 494, 100
	7	347, 500	387, 200	497, 000
	<u>8</u>	349, 000 350, 500	388, 900 390, 500	499, 500 501, 500
	10	352, 000	392, 100	
	11 12	353, 500 355, 000	393, 800 395, 500	
	13 14	356, 500 358, 000	396, 900 398, 600	
	15	359, 500	400, 300	
	16 17	361, 000 362, 500	401, 900 403, 600	
	18	364, 000	405, 100	
	19 20	365, 500 367, 000	406, 600 408, 100	
	21	368, 500	409, 700	
	22 23	370, 000 371, 500	411, 100 412, 500	
	24	373, 000	413, 800	
	25 26	374, 500 376, 000	415, 400 416, 900	
	27 28	377, 500 379, 000	418, 500 420, 100	
	29	380, 500	421,600	
	30 31	381, 900 383, 300	423, 000 424, 300	
	32	384, 700	425, 700	
	33 34	386, 100 387, 500	427, 200 428, 600	
	35	388, 900	430,000	
	36 37	390, 300 391, 600	431, 500 433, 000	
	38	392, 900	434, 500	
	39 40	394, 200 395, 500	435, 900 437, 400	
	41	396, 800	438, 900	
	42 43	398, 100 399, 300	440, 200 441, 600	
	44 45	400, 500 401, 700	442, 900 444, 300	
	46	401, 700	445, 500	
学生关 于	47 48	404, 100 405, 300	446, 700 447, 900	
定年前再 任用短時	49	406, 500	449, 100	
間勤務職 員以外の	50 51	407, 700 408, 900	450, 300 451, 500	
職員	52	410, 100	452, 700	
	53 54	411, 300 412, 500	453, 800 454, 800	
	55 56	413, 700	455, 800	
	56 57	414, 900 416, 100	456, 800 457, 800	
	58 59	417, 300 418, 500	458, 800 459, 800	
	60	419, 600	460, 800	
	61 62	420, 700 421, 800	461, 800 462, 800	
	63	422, 900	463, 800	
	64 65	424, 000 425, 100	464, 800 465, 800	
	66	426, 300	466, 800	
	67 68	427, 400 428, 600	467, 800 468, 800	
	69 70	429, 800	469, 800	
	70 71	431, 000 432, 100	470, 800 471, 800	
	72 73	433, 100 434, 100	472, 700 473, 600	
	74	435, 100	474, 500	
	75 76	436, 000 436, 900	475, 400 476, 300	
	77	437, 700	477, 200	
	78 79	438, 500 439, 400	478, 100 479, 000	
	80	440, 200	479, 900	
	81 82	441, 000 441, 800	480, 800 481, 700	
	83 84	442, 700 443, 500	482, 600	
	85	444, 400	<u> </u>	
	86 87	445, 200 445, 800		
	88	446, 600		
	89 90	447, 300 448, 000		
	91	448, 800		
	92 93	449, 500 450, 200		
	94	450, 800		
	95 96	451, 300 451, 800		
	97 98	452, 300 452, 800		
	99	453, 300		
	100	453, 800		
 定年前再	100	基 準	基 準	基 準

	104		336, 900	385, 100	
	105		337, 400	385, 600	
	106		337, 900	386, 100	
	107		338, 400	386, 600	
	108			387, 100	
	109			387, 600	
	110			388, 100	
	111			388, 600	
	112			389, 100	
	113			389, 600	
	114			390, 100	
	115			390,600	
	116			391, 100	
	117			391, 600	
	118			392, 100	
	119			392, 600	
	120			393, 100	
	121			393, 600	
	122			394, 100	
	123			394, 600	
	124			395, 100	
	125			395, 600	
	126			396, 100	
	127			396, 600	
	128			397, 100	
	129			397, 600	
	130			398, 100	
	131			398, 600	
	132			399, 100	
	133			399, 600	
	134			400, 100	
	135			400,600	
	136			401, 100	
	137			401,600	
	138			402, 100	
	139			402, 600	
	140			403, 100	
	141			403, 600	
定任前百		基準	基準	基準	基準
定年前再 任用短時		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
間勤務職		円	円	円	円
員		206, 600	265, 600	276, 400	321,800
		,	,	,	,

FJ <i>⇒JJ1771</i> FK 員	336, 100	362, 400	409, 200
----------------------------	----------	----------	----------

(その1)

(その1)					昇		各 後	ė (ກ	職	種	o o	級				
昇格前の職種 の級に適用さ	— 般 職 10級	— 般 職 9 級	一般職	研究職7級	— 般 職 7 級	技能職8級	研 究 職 6 級	一般職	研究職 5級	技 能 職 7 級	一般職	研究職 4 級	工芸職 2 級	技 能 職 6 級	一般職4級	技 能 職 5 級	技 能 職 4 級
れる俸給表の 号俸	T O 192	3 nyx	J AND	工芸職	, iliya	U nyx	工芸職	у прух	工芸職	7 49.2	O 199X	7 195	<i>∠</i> 193	О 1192	7 1992	J nyx	7 192
1	1	1	1	5 級	1	1	4 級	1	3 級	1	1	1	1	1	1	1	1
2 3 4	2 3 4	2 3 4	1 1 1	7 8 9	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
4 5 6	4 4 4	5 5	1 1	1 0 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1
7 8	4 4	5 5 5	1 1	1 2 1 3	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1
9 1 0 1 1	4	9	1 1 1	1 4 1 5 1 5	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 2
1 2 1 3			1	1 6 1 7 1 8	1 1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	2 3 4	3 4 5
1 4 1 5 1 6			1 1	1 9 2 0	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	5 6	6 7
1 7 1 8			1 1 1	2 1 2 2	1 1	1	1 1	1 2	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	7 8	8 9 10 11
1 9 2 0 2 1			1 1	2 3 2 3 2 4	1 1	1	1 1	3 4 5	1 1	1 1	1 2	1 2	1 1	1 1	1 2	9 1 0 1 1	11
22			1	2 5 2 5	<u>2</u> 3	1	1 1	6 7	1 1	1 1	3 4	3 4 5	2 3 4	1 1	3 4	12	1 3 1 4
2 4 2 5 2 6			1 1	2 6 2 6 2 7	4 5 6	2 3 4	1 1	8 9 10	2	1 1	5 6 7	6 7	5 6	2 3	5 6 7	1 4 1 5 1 6	1 5 1 6 1 7
2 7 2 8			1	2 7 2 8	7 8	5 6	1 1	1 1 1 2	4 5	1 1	8 9	8 9	7 8	4 5	8 9	1 7 1 8	1 8 1 9
2 9 3 0 3 1			1	2 8 2 9 2 9	9 1 0 1 1	8 9	1	1 3 1 4 1 5	6 7 8	1	1 0 1 1 1 2	1 0 1 1 1 2	9 10 11	6 7 8	1 0 1 1 1 2	1 9 2 0 2 1	2 0 2 1 2 2
3 2 3 3 3 4 3 5			1	3 0 3 1 3 1	1 2 1 3	10 11 12 13	1 1 2	1 6 1 7 1 8	9 1 0 1 1	1 1	1 3 1 4 1 5	1 3 1 4 1 5	1 2 1 3 1 4	9 1 0 1 1	1 3 1 4 1 5	2 2 2 3 2 4 2 5	23 24 25 26
3 5 3 6			1	3 2 3 2	1 4 1 5 1 6	1 3 1 4	3 4	1 9 2 0	1 2 1 3	1 1	1 6 1 7	1 6 1 7	1 5 1 6	1 2 1 3	1 6 1 7	2 5 2 6	2 6 2 7
3 7			1 1	3 3	17 18 19 20	1 5	5 6 7	2 1 2 2 2 3	1 4 1 5 1 6 1 7	1 1	18 19 20	1.8 1.9 2.0	1 7 1 8 1 9	1 4 1 5 1 6 1 7	1 8 1 9 2 0	2 7 2 8 2 9	2 8
3 8 3 9 4 0 4 1			1 1 1	3 3 3 4 3 4 3 5	2 1	1 6 1 7 1 8 1 9	7 8 9	2 3 2 4 2 5	1 6 1 7 1 8	1 1	2 0 2 1 2 2	2 0 2 1 2 2	2 0 2 1	1 6 1 7 1 8	2 0 2 1 2 2	3 0	2 9 3 0 3 1 3 2
4 3			1	3 6 3 7	2 2 2 3	2 0 2 1	1 0 1 1	2 6 2 7	1 9 2 0	1 1	2 3 2 4	2 3 2 4	2 2 2 3	1 9 2 0	2 3 2 4	3 <u>2</u> 3 3	3 3
4 4 4 5 4 6			1 1 1	3 7 3 8 3 8	2 4 2 5 2 6	2 2 2 3 2 4	1 2 1 3 1 4	2.8 2.9 3.0	2 1 2 2 2 3	1	2 5 2 6 2 7	2 5 2 6 2 7	2 4 2 5 2 6	2 1 2 2 2 3	2 5 2 6 2 7	3 4 3 5 3 6	3 4 3 5 3 6 3 7
4 7 4 8			1 1	3 8	2 7 2 8	2 5 2 6	1 5 1 6	3 1 3 2	2 4 2 5	1 1	2 8 2 9	2 8 2 9	2 7 2 8	2 4 2 5	2 8 2 9	3 7	3 8
4 9 5 0 5 1			1 2 2	3 9 3 9 3 9	29 30 31	2 7 2 8 2 9	1 7 1 8 1 9	3 3 3 4 3 5	2 6 2 7 2 8	1 1 1	3 0 3 1 3 2	3 0 3 1 3 2	2 9 3 0 3 1	2 6 2 7 2 8	3 0 3 1 3 2	3 9 4 0 4 1	4 0 4 1 4 2
52 53 54 55			2 2	4 0	3 2 3 3	3 0 3 1	2 0 2 1 2 2	3 6 3 7	2 9	1 1	3 3 3 4	3 3	3 2	2 9 3 0	3 3 3 4 3 5	4 2	4 3 4 4 4 5 4 6
5 4 5 5 5 6			2 3 3	4 1 4 1 4 2	3 4 3 5 3 6	3 2 3 3 3 4	2 2 2 3 2 4	3 8 3 9 4 0	3 0 3 1 3 2 3 3	1 1 1	3 5 3 6 3 7	3 5 3 6 3 7	3 4 3 5 3 6	3 1 3 2 3 3	3 6	4 4 4 5 4 6	4 7
5 7 5 8 5 9 6 0			3 3	4 2 4 3	3 7 3 8 3 9	3 5 3 6	2 5 2 6	4 1 4 2	3 4 3 5 3 6	1 1	3 8 3 9	3 8	3 7 3 8	3 4 3 5 3 6	3 8 3 9	4 7 4 8	4 8 4 9
5 9 6 0 6 1			4 4 4	4 4 4 5 4 6	3 9 4 0 4 1	3.7 3.8 3.9	2 7 2 8 2 9	4 3 4 4 4 5	3 6 3 7 3 8	1 1	4 0 4 1 4 2	4 0 4 1 4 2	3 9 4 0 4 1	3 6 3 7 3 8	4 0 4 1 4 2	4 9 5 0 5 1	4 8 4 9 5 0 5 1 5 2
6 2 6 3			4 5	4 7 4 8	4 <u>2</u> 4 3	4 0 4 1	3 0 3 1	4 6 4 7	3 9 4 0	1	4 3 4 4	4 3 4 4	4 2 4 3	3 9 4 0	4 3 4 4	5 2 5 3	5 3 5 4
6 4 6 5 6 6			5 5 5	4 9 5 0 5 1	4 4 4 5 4 6	4 2 4 3 4 4	3 2 3 3 3 4	4 8 4 9 5 0	4 1 4 2 4 3	1 2 3	4 5 4 6 4 7	4 5 4 6 4 7	4 4 4 5 4 6	4 1 4 2 4 3	4 5 4 6 4 7	5 4 5 5 5 6	5 5 5 6 5 7
6 7 6 8			5 5	5 2 5 3	4 7 4 8	4 5	3 5 3 6	5 1 5 2	4 4 4 5	4 5	4 8 4 9	4 8 4 9	4 7 4 8	4 4 4 5	4 8 4 9	5 7 5 8	5 8 5 9
6 9 7 0 7 1			5 5 5	5 4 5 5 5 6	4 9 5 0 5 1		3 7 3 8 3 9	5 3 5 4 5 5	4 6 4 7 4 8	6 7 8	5 0 5 1 5 2	5 0 5 1 5 2	4 9 5 0 5 1	4 6 4 7 4 8	5 0 5 1 5 2	5 9 6 0 6 1	6 0 6 1 6 2
7 0 7 1 7 2 7 3 7 4 7 5			5 5	5 7 5 8	5 2 5 3		4 0 4 1 4 2 4 3	5 6 5 7	4 9 5 0 5 1	9 1 0	5 3 5 4	5 3 5 4	5 2 5 3	4 9 5 0	5 3 5 4	6 2 6 3	63 64
7 4 7 5 7 6			5 5 5	5 9 6 0 6 1	5 4 5 5 5 6		4 2 4 3 4 4	5 8 5 9 6 0	5 1 5 2 5 3	1 1 1 2 1 3	5 5 5 6 5 7	5 5 5 6 5 7	5 4 5 5 5 6	5 1 5 2 5 3	5 5 5 6 5 7	6 4 6 5 6 6	6 5 6 6 6 7
7.7 7.8 7.9 8.0				6 1 6 1	5 7 5 8		4 5	6 1 6 2	5 4	1 4 1 5	5 8 5 9	5 8 5 9	5 7 5 8	5 4 5 5	5 8 5 9	6 7 6 8	6 8 6 9
7 9 8 0 8 1			5 5 5 5	6 1 6 1 6 1	5 9 6 0 6 1		4 6 4 7 4 8 4 9	63 64 65	5 5 5 6 5 7 5 8	1 6 1 7 1 8	6 0 6 1 6 2	6 0 6 1 6 2	5 9 6 0 6 1	5 6 5 7 5 8	6 0 6 1 6 2	6 9 7 0 7 1	68 69 70 71 72
8 2 8 3			5 5	6 1 6 1	6 2 6 3		5 0 5 1	6 6 6 7	5 9 6 0	19	6 3 6 4	63	62	5 9 6 0	6 3 6 4	7 <u>2</u> 7 3	7 3 7 4
8 4 8 5 8 6			5 5 5	6 1 6 1 6 1	6 4 6 5 6 6		5 2 5 3 5 4	6.8 6.9 7.0	6 1 6 2 6 3	2 1 2 2 2 3	6 5 6 6 6 7	6 5 6 6 6 7	6 4 6 5 6 6	6 1 6 2 6 3	6 5 6 6 6 7	7 4 7 5 7 6	7 5 7 6 7 7
8 7 8 8			5 5	6 1 6 1	6 7 6 8		5 5 5 6	7 1 7 2	6 4 6 5	2 4 2 5	6 8 6 9	68	67	6 4 6 5	6 8 6 9	7 7 7 8	7 8 7 9
8 9 9 0 9 1			5 5 5	6 1 6 1 6 1	6 9 7 0		5 7 5 8 5 9	7 3 7 4 7 5	6 6 6 7 6 8	2 6 2 7 2 8	7 0 7 1 7 2	7 0 7 1 7 2	6 9 7 0 7 1	6 6 6 7 6 8	7 0 7 1 7 2	7 9 8 0 8 1	8 0 8 1 8 2
9 2 9 3					7 1 7 2 7 3		6 0 6 1 6 2	7 6 7 7	6 9 7 0 7 1	2 9 3 0	7 3 7 4	7 3 7 4	7.2 7.3	6 9 7 0	7 3 7 4	8 2 8 3	8 3 8 4
9 4 9 5 9 6					7 4 7 5 7 6		6 2 6 3 6 4	7 8 7 9 8 0	7 1 7 2 7 3	3 1 3 2 3 3	7 5 7 6 7 7	7 5 7 6 7 7	7 4 7 5 7 6	7 1 7 2 7 3	7 5 7 6 7 7	8 4 8 5 8 6	8 5 8 6 8 7
9 7 9 8					7 7 7 8		6 5 6 6	8 1 8 2	7 4 7 5	3 4 3 5	7 8 7 9	7 8 7 9	7 7 7 8 7 9	7 4 7 5 7 6	7 8 7 9	8 7 8 8	8 8 8 9
9 9 1 0 0 1 0 1					7 9 8 0 8 1		6 7 6 8 6 9	8 3 8 4 8 5	7 4 7 5 7 6 7 7 7 8	3 6 3 7 3 8	8 0 8 1 8 2	8 0 8 1 8 2	7 9 8 0 8 1	7 6 7 7 7 8	8 0 8 1 8 2	8 9 9 0 9 1	9 0 9 1 9 2
102 103					8 2 8 3		7 0 7 1	8 6 8 7	7 9 8 0	3 9 4 0	8 3 8 4	8 3 8 4	8 2 8 3	7 9 8 0	8 3 8 4	9 2 9 3	9 3 9 4
1 0 4 1 0 5 1 0 6					8 4 8 5 8 6		7 2 7 3 7 4	8 8 8 9 9 0	8 1 8 2 8 3	4 1 4 2 4 3	8 5 8 6 8 7		8 4	8 1 8 2 8 3		9 4 9 5 9 6 9 7 9 8	
107 108					8 7 8 8		7.5 7.6	9 1 9 2	8 4 8 5	4 4 4 5	8 8 8 9			8 4 8 5		9 7 9 8	
109 110 111					8 9 9 0 9 1		7 7 7 8 7 9	9 3 9 4 9 5	8 6 8 7 8 8	4 6 4 7 4 8	9 0 9 1 9 2			8 6 8 7 8 8		9 9 1 0 0 1 0 1	
112 113					9 1 9 1		8 0 8 1	9 6 9 7	8 9 9 0	4 9 5 0	9 3 9 4			8 9 9 0		102 103	
1 1 4 1 1 5 1 1 6					9 1 9 1		8 2 8 3 8 4	9 8 9 9	9 1 9 2 9 3	5 1 5 2 5 3	9 5 9 6 9 7			9 1 9 2		104	
1 1 7 1 1 8					9 1		8 5 8 6	100 101 102	9 4 9 5	5 4 5 5	9 8 9 9			9 3 9 4 9 5		106 107 108	
1 1 9 1 2 0 1 2 1							8 7 8 8 8 9	103 104 105	9 6 9 7 9 8	5 6 5 7 5 8	100 101 102			9 6 9 7 9 8		1 0 9 1 1 0 1 1 1	
1 2 2 1 2 3							90	106 107	99	5 9 6 0	103 104			99		111 112 113	
1 2 4 1 2 5 1 2 6								108 109	1 0 1 1 0 2	6 1 6 2 6 3	105 106			1 0 1 1 0 2			
1 2 7 1 2 8								1 1 0	103 104 105	D 3	107 108 109			103 104 105			
1 2 9 1 3 0									1 0 6 1 0 7 1 0 8		110 111 112			106 107			
1 3 1 1 3 2 1 3 3			<u> </u>						109		1 1 2 1 1 3 1 1 4			108 109 110			
1 3 4 1 3 5									110 111 112		115			111			
136 137 138									113 114 115								
1 3 9 1 4 0 1 4 1									115 116 117 118								
1 4 1 1 4 2 1 4 3									118 119 120								
1 4 3 1 4 4 1 4 5									121			1				<u> </u>	

昇格前の職種			昇	格後	0	職	種のの	級		
の級に適用さ	一 般 職 3 級	一 般 職 2 級	技 能 職 2 級	医療職3級	医 療 職 2 級	医療看護職 4 級	医療看護職 3 級	医療看護職 2 級	技術・調査専門職 3 級	技術・調査専門職 2 級
れる俸給表の	研 究 職 3 級	研 究 職 2 級								
号俸	技 能 職 3 級									
1 2	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	1
3 4 5	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1
6 7	1	1 1	11	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1
8 9 1 0	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1 1
1 1 1 2	1 2	1 1 1	<u>1</u> 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 3 1 4 1 5	2 3 4	2 3	11	1		1	1		1 1	1
1 6 1 7 1 8	5 6 7	5 6	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	11111	1 1
1 9 2 0 2 1	8 9 1 0	6 7 8 9	<u>1</u> 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
2 2 2 3	1 1 1 2	1 0 1 1	<u>1</u>	1 1	<u>1</u> 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
2 4 2 5 2 6	1 3 1 4 1 5	1 2 1 3 1 4	1 1 2	1 1 2	1 1	1 1 1	1 1	1 1 2		1 1
2 7	1 6 1 7 1 8	1 5 1 6 1 7	3 4 5	3 4 5	1 1 1	1 1 1	2 3 4	2 3 4 5	1 1	1 1 1
2 8 2 9 3 0 3 1	1 9 2 0	1 8 1 9	5 6 7	6 7	<u>1</u> 1	1 1	5 6 7	6 7	1 1	2 3
3 1 3 2 3 3 3 4	2 1 2 2 2 3	2 0 2 1 2 2	8 9 1 0	8 9 10	1 1 1	1 1 1	7 8 9	8 9 1 0	1111	4 5 6
3 5 3 6 3 7	2 4 2 5	2 3 2 4	1 1 1 2	1 1 1 2	1 1 1	1 1	1 0 1 1 1 2	11 12 13 14	1 1 1	6 7 8
3 4 3 5 3 6 3 7 3 8 3 9	2 6 2 7 2 8	2 5 2 6 2 7	1 3 1 4 1 5	1 3 1 4 1 5	2 3	1 1	1 3 1 4	1 5	1	9 1 0 1 1
4 0 4 1 4 2 4 3 4 4 4 5	2 9 3 0 3 1	2 8 2 9 3 0 3 1	1 6 1 7 1 8	1 6 1 7 1 8	4 5 6 7	1 1 1	1 5 1 6 1 7	1 6 1 7 1 8 1 9	1 1 2	1 2 1 3 1 4 1 5
4 3 4 4	3 1 3 2 3 3	3 1 3 2 3 3	1 9 2 0	1 9 2 0	7 8 9	1	1 8 1 9 2 0	19 20 21	2 2	1 5 1 6 1 7
4 6 4 7 4 8	3 4 3 5 3 6 3 7	3 4 3 5 3 6	2 1 2 2 2 3 2 4	2 1 2 2 2 3 2 4	9 9 9	1	2 1 2 2 2 3	2 2	2 2 3 3	1 8 1 9 2 0
4 8 4 9 5 0 5 1	3.7 3.8 3.9	3 6 3 7 3 8	2 4 2 5 2 6	2 4 2 5 2 6	9 9 10	1 1	2 3 2 4 2 5	23 24 25 26	3 3 3	2 0 2 1 2 2
5 1 5 2	4 0		2 7	2 7 2 8	1 1 1 2	1	2 6 2 7	2 7 2 8	4 4	2 3
5 2 5 3 5 4 5 5 5 6 5 7	4 1 4 2 4 3 4 4 4 5		28 29 30 31 32	2 9 2 9 2 9 2 9	13 13 13 13	1	2 8 2 9 3 0	2 9 3 0 3 1	4 4 5	2 4 2 5 2 6 2 7
5 6 5 7 5 8	4 6		3 2 3 3 3 4	2 9 2 9 3 0	1 3 1 3 1 4	1 1 1	3 1 3 2 3 3	3 <u>2</u> 3 3	5 5 5	28 29 30
5 9	4 7 4 8 4 9			3 1 3 2	15 16 17 17	1	3 4 3 5	3 4 3 5 3 6 3 7 3 8	5 5	3 1 3 2
6 0 6 1 6 2 6 3	5 0 5 1 5 2			3 3 3 3 3 3	1 7	2 3	3 6 3 7 3 8	3 9	5 5 5	3 3 3 4 3 5
6 4 6 5	5 3			3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1 7 1 7	4 5 6	3 9 4 0 4 1	4 0 4 1 4 2	5 5 5	3 6 3 7 3 8
6 6 6 7 6 8				33		7 8	4 2 4 3	4 1 4 2 4 3 4 4	5 5	3 9 4 0
6 9 7 0 7 1				3 3 3 3 3 3 3 3		9 1 0 1 1	4 4 4 5 4 6	4 5 4 6 4 7	5 5 5	4 1 4 2 4 3
7 0 7 1 7 2 7 3 7 4 7 5				3 3 3 3 3 4		1 2 1 3 1 4	4 7 4 8 4 9	4 7 4 8 4 9 5 0	5 5 5 5	4 4 4 5 4 6
7 5 7 6				35		1 5 1 6	5 0 5 1	5 1 5 2	5 5	4 7 4 8
7 6 7 7 7 8 7 9 8 0				3 6 3 7 3 7 3 7 3 7		1 7 1 8 1 9 2 0	5 2 5 3 5 4	5 3 5 4 5 5	5 5 5	4 9 5 0 5 1 5 2
8 1				3 7		2 0 2 1 2 2	5 5 5 6 5 7	5 6 5 7 5 8	5 5 5 5	53
8 2 8 3 8 4				3 7 3 7 3 7 3 7		2 3 2 4	5 8 5 9 6 0	5 9 6 0 6 1	5	5 4 5 5 5 6
8 5 8 6 8 7				3./		2 5 2 6 2 7	6 1 6 2	62		5 7 5 8 5 9
8 8 8 9 9 0						2 8 2 9 3 0	6 3 6 4 6 5			6 0 6 1 6 2
9 0 9 1 9 2 9 3						3 1 3 2 3 3	66 67 68			63 64 65
9 4 9 5						3 4 3 5	6.9 7.0			6 6 6 7
96 97 98 99						3 6 3 7 3 8	7 1 7 2 7 3			6 8 6 9 7 0
9 9 1 0 0 1 0 1						3 9 4 0 4 1	7 4 7 5 7 6			7 1 7 2
1 0 2 1 0 3						4 2 4 3	7.7 7.8			
1 0 4 1 0 5 1 0 6						4 4 4 5 4 6	7 9 8 0 8 1			
107 108 109						4 7 4 8 4 9	8 2			
1 1 0 1 1 1						5 0 5 1				
1 1 2 1 1 3 1 1 4						5 2 5 3 5 4				
1 1 5 1 1 6 1 1 7						5 5 5 6 5 7				
1 1 8 1 1 9						5 8 5 9				
1 2 0 1 2 1 1 2 2						6 0 6 1 6 2				
1 2 3 1 2 4						6 3 6 4				
1 2 5 1 2 6 1 2 7						6 5 6 6 6 7				
1 2 8 1 2 9 1 3 0						6 8 6 9				
1 3 1						7 0 7 1				

			昇	格名		職	種の	級		
昇格前の職種	一般職	一般職	技能職	医療職	医療職	医療看護職	医療看護職	医療看護職	技術・調査専門職	技術・調査専門職
の級に適用さ	3 級	2 級	2 級	3 級	2 級	4 級	3 級	2 級	3 級	2 級
れる俸給表の	研 究 職 3 級	研 究 職 2 級								
号俸	技能職									
	3級									
1 3 4						7 4				
1 3 5						7 5				
1 3 6						7 6				
137				ļ		7 7				
138				ļ		7.8				
139						7 9				
1 4 0 1 4 1						8 O 8 O				

別表第5の2

昇格の特定級表

耶		種	職種の級
_	般	職	4 級
研	究	職	4 級
エ	芸	職	2 級
技	能	職	5 級
医	療	職	2 級
医	療看言	養 職	3 級

別表第6

復職等号俸調整換算表

事 由	換 算 率
結核性疾患による休暇及び休職	2分の1以下
非結核性疾患による休暇及び休職	3分の1以下
刑事事件による起訴の休職 (無罪判決 を受けた場合に限る。)	3分の3以下
外国の政府等の招へいによる休職	3分の3以下
水難、火災等による生死不明の休職	3分の1以下
過員休職	3分の2以下
組合専従休職	3分の2以下
介護休暇	3分の3以下
育児休業	2分の2以下
自己啓発等休業	2分の2以下 (大学等における修学(職員としての職 務に特に有用であると認められるものに 限る。)又は国際貢献活動のためのもの 以外のものにあっては2分の1以下)
配偶者同行休業	2分の1以下

別表第7

俸給の調整額の支給を受ける職員及び月額表

支給を受ける	職員	月額
圧延板製造のための交替制勤務を行う職	広島支局溶解課又は貨幣第一課	12, 200
員の勤務時間に関する特例(平成6年造	に勤務する職員	円
幣局訓令第23号) 第2条に規定する職		
員として、正規の勤務時間による交替制	広島支局保全課に勤務する職員	7,600円
勤務を命じられた職員		
数/世 日 1975 - 0 0 F 7 H 数 日 到 人 然 0 日)		1 000 0
警備員規程(昭和36年造幣局訓令第3号)		1,600円
正規の勤務時間による交替制勤務を命じられ	った職員	
財務省本省への併任発令を受けて、専ら	一般職5級の職員	19,600
財務省本省の職務に従事することを命じ		円
られた職員	一般職4級の職員	15,500
		円
	一般職3級の職員	7,800円
	一般職2級及び1級の職員	6,300円

別表第8 削除

特殊勤務の作業内容及び手当額表

			手 当	á 額
番号	作業の種類	作業の内容又は作業例	4 時間 以上	4 時間 未満
1	10メートル以上の 足場等の架設物の上 で行う作業	地上10メートル以上の高所において足場その他の不安定な架設物を利用して行う作業	円 270	170
2	著しく高いふく射熱 にさらされる作業	溶解、製錬、圧延及び工作工場で行う金属の 溶解、圧延、焼鈍又は鋳造作業で著しく高い ふく射熱にさらされる作業	280	180
3	有害粉末又はじんあい を著しく飛散する作業 若しくは高濃度の亜硫	(1)装金工場の羽布作業及びクローム酸粉末 その他有害粉末又はじんあいを著しく飛 散する作業	280	180
	酸ガスその他有害ガス 発生中の作業	(2)溶解工場及び製錬工場で行うじんあい又 は粉末を著しく飛散する古るつぼ及び地 金溶解かすの淘汰作業	280	180
		(3)回収貨幣の選別作業及びこれに付随する 作業	2 4 0	1 4 0
		(4)試験工場の室内で行う高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	280	180
		(5) 装金工場で行うクローム、金、銀その 他のメツキ作業	280	180
		(6)製錬工場で行う電解作業	280	180
		(7)工作工場で行う電気又はアセチレンガ スによる溶接若しくは溶断作業	280	180
4	高圧活線に接近して 行う作業	直流750ボルト、交流300ボルト以上 の電圧加圧中の裸線に接近して行う作業。 ただし、変電所の保守作業を除く。	280	180
5	重量物取扱作業	(1)500キログラム以上の機械等の人力 による運搬作業	2 4 0	1 4 0
		(2)装金工場でコールドホビングマシン及び フリクションプレス等を用い10キログ ラム以上の極印を手で反復操作する作業	2 4 0	1 4 0
		(3) 1 0 キログラム以上の地金及びシスルを 人力により反復してひよう量運搬する作 業	2 4 0	1 4 0
6	レントゲン作業	レントゲン写真撮影、透視又は治療等レントゲン機械を操作し、放射線にさらされる 作業	2 3 0	1 3 0
7	有害危険な薬品を使用 する作業又はそれらの	(1)強酸又は強アルカリ性薬品を使用して行 う材料地金の洗浄作業	280	180
	薬品及び圧縮ガスの運 搬作業	(2)強酸又は強アルカリ性薬品又は酸素ボン ベ等の運搬作業	280	180
8	伝染病菌が附着し、 又は附着する危険が ある物件の処理作業	(1) 伝染病菌が附着し、又は附着する危険の あるかくたん検査材料、検便用ふん尿及 び綿花ガーゼを処分する作業(かくたん 検査及び検便は含まない。)	2 3 0	1 3 0
		(2)水洗便所の排便本管からためますまでの 各個所における排便、排尿管等の修理作 業	2 3 0	1 3 0

9	粉末又はじんあいを 著しく飛散する作業	(1)圧搾空気を使用し、じんあい及び砂を飛 散する砂吹作業	200	1 2 0
		(2)石こうの粉末を著しく飛散する型取作業	200	1 2 0
1 0	圧搾空気を使用して行 う着色アミールの吹付 作業		200	1 2 0
1 1	高いふく射熱にさらさ れる作業	(1)夏期 (7月、8月、9月) におけるガス 炉による円形焼鈍作業	200	1 2 0
		(2)試験工場における鉱石の溶解作業	200	1 2 0
1 2	3000ボルト以上 の高圧線配電設備の 保守作業		180	1 1 0